



国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、入院される方についてのみ（限度額適用・標準負担額減額認定証などの提示により）窓口での支払いを一定の金額にとどめることが可能でしたが、平成24年4月1日からは、外来診療についても認められることになりました。下の表に該当される方は、事前に認定証の交付を受ける必要がありますので、被保険者証および印鑑を持参し、役場健康保険課国保介護班に申請してください。

※すでに有効期限が平成24年7月31日の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方は、改めて申請していただく必要はありません。

○70歳未満の方

| 高額な外来診療受診者 | 事前の手続き | 病院・薬局などで |
|------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 住民税非課税世帯の方 | 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください | 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示してください |
| 住民税課税世帯の方 | 「限度額適用認定証」の交付を申請してください | 「限度額適用認定証」を窓口で提示してください |

※国保税を滞納していると交付されない場合がありますので注意してください。

○75歳以上（後期高齢者医療制度の方）

| 高額な外来診療受診者 | 事前の手続き | 病院・薬局などで |
|------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 住民税非課税世帯の方 | 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください | 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示してください |
| 住民税課税世帯の方 | 必要ありません | 「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください |

○70歳以上75歳未満の方

| 高額な外来診療受診者 | 事前の手続き | 病院・薬局などで |
|------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 住民税非課税世帯の方 | 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください | 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示してください |
| 住民税課税世帯の方 | 必要ありません | 「国民健康被保険者証」「高齢受給者証」を窓口で提示してください |

■申請・問い合わせ先
健康保険課 国保介護班
(内線143~145)

つがる西北五広域連立病院の開門時間等変更のお知らせ

平成24年4月1日から「西北中央病院」、「かなき病院」、「鱒ヶ沢病院」、「つがる成人病センター」および「鶴田病院」は、つがる西北五広域連立に移管されます。このことから、平成24年4月1日以降、「西北中央病院」、「かなき病院」および「鱒ヶ沢病院」の3病院では、患者様の利便性向上、事務の効率化を図るため自動受付機（新医療情報システム）により受付等の処理を行ってまいります。

これにより「西北中央病院」、「かなき病院」は、開門時間（正面玄関）が次のとおりとなりますのでお知らせします。

会計までの患者様の流れが今までと若干変わる点もありますが、混雑することも予想されますが、ご了承くださいようお願いいたします。

●**西北中央病院**
開門時間 午前7時
再来受付機稼働は午前7時で、窓口受付時間は変更なし（診察券による再来機での受付は午前7時からとなります。）

●**かなき病院**
開門時間 午前5時
再来受付機稼働は午前7時で、窓口受付時間は変更なし

昨年分の税の納付はお早めに!!

平成23年分の国民健康保険税・町民税・県民税・固定資産税・軽自動車税の納付はお済みでしょうか。すでに納付期限が過ぎておりますので、まだお済みでない方はお早めに納付をお願いします。納付方法は、送付された納付書を持参の上、銀行もしくは役場税務会計課まで現金を添えて納付してください。（ただし、納付期限が過ぎておりますので、督促手数料として1件につき100円の延滞金が掛かります。）また、納付書を紛失したなどお手元がない場合は、役場税務会計課で直接納付することができます。

■問い合わせ先 税務会計課 出納徴収班 (内線123・124)

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

■相談先 教育委員会(内線210・250)
■相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分(土・日、祝祭日、年末年始を除く)

(診察券による再来機での受付は午前7時からとなります。)

● 鶴ヶ沢病院

受付時間 午前7時

● つがる成人病センター

受付時間 午前6時

● 鶴田病院

受付時間 午前7時

上の3病院は今までと変更なし

● 問い合わせ先
つがる西北五広域連合
病院再編係
TEL (26) 93993

福祉タクシー利用券の交付について

町では、平成24年度鶴田町福祉タクシー利用券を左記の日程で交付します。交付対象者で希望される方は、役場窓口まで申請にお越しください。

- 交付対象者
身体障害者手帳「一級」または愛護手帳「A」に該当する方
- 交付場所
町民生活課 福祉支援班

- (町民生活課)③番窓口
交付期間および受付時間
3月19日(月)～23日(金) 午前8時30分～午後5時

- ※20日(火)を除く
- 持参する物
認印、身体障害者手帳または愛護手帳

● 問い合わせ先
町民生活課 福祉支援班
(内線1603)

母子家庭のお母さまへ

青森県母子寡婦福祉連合会では、母子家庭を対象に、左記のとおり相談・講習会等を開催しています。

生活・養育などについて、お気軽にご利用ください。

● 就業相談
家庭の状況、就業経験等に応じた助言、指導を行います。

● 就業支援講習会
※母子家庭等の求職活動支援のため「母子家庭等就業支援バンク」を開設していますので、就業希望する方は登録できます。

● 就業支援講習会
就業に有利になるための就業支援講習会の実施。

- ① ヘルパー2級課程養成講習会
- ② パソコン講習会(エクセル3級)
- ③ 調理師試験準備講習会

● 母子相談
※託児が必要な方はご相談ください。年1回の開催です。

① 一般相談：生活・養育等の身上相談に応じます。
② 法律相談：毎月第3火曜日 午後1時～3時(1人30分以内)
養育、相続、財産などさまざまな問題について弁護士が法律相談にお応えします。但し、予約が必要です。

※これらの相談および講習会は教材費等一部負担があります



乳幼児健康診査

【4か月児健康診査】

- ・月日 4月11日(水)
- ・受付 午後1時～1時10分
- ・場所 鶴遊館
- ・対象 平成23年11月生
- ・内容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

【10か月児健康診査】

- ・月日 4月11日(水)
- ・受付 午後1時20分～1時30分
- ・場所 鶴遊館
- ・対象 平成23年5月生
- ・内容 小児科診察・予防接種、虫歯予防のお話など

【7か月児健康相談】

- ・月日 4月12日(木)
- ・受付 午前9時20分～9時30分

- ・場所 鶴遊館
- ・対象 平成23年8月生
- ・内容 育児健康相談・離乳食の作り方実演・試食(食食用のエプロン、おしぼり等をお持ちください)

【3歳児健康診査】(3歳6～9か月児)

- ・月日 4月25日(水)
- ・受付 正午～12時10分
- ・場所 鶴遊館
- ・対象 平成20年8～10月生
- ・内容 この健診のみ個人通知あり
小児科・歯科診察
検尿・聴覚検査・視力検査
発達、育児相談

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

● 問い合わせ先
健康保険課 健康長寿班 (内線135)

が、無料です。
また、相談にあたってはプライバシーに十分配慮しています。
● 相談・問い合わせ先
青森県母子寡婦福祉連合会
TEL 017(774)3780
TEL 017(735)4152
受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝祭日を除く)

職場のトラブル解決をサポートします!

青森労働局では解雇、雇止め、賃下げ等の労働条件のほか、いじめなどの、労働問題に関するあらゆる分野について労働者や事業主からの相談を、専門員が無料で相談をお受けしております。ご相談はプライバシーは厳守されます。いつでも気軽に総合労働相談センターにご相談ください。● 問い合わせ先
五所川原労働基準監督署内 総合労働相談センター TEL (35) 2309

夕ぐれ窓口

4月の夕ぐれ窓口(窓口時間延長)を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

- 開設期日 4月6日(金)、4月20日(金)
- 開設時間 午後5時～6時

閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後5時まで)に電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。4月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽においでください。

- 期日 4月10日(火)
- 相談時間 午前10時～午後3時
- 場所 鶴田町国際交流会館1階102研修室